

# 手続き簡易化ワーキンググループ 第3回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 第3回手続き簡易化ワーキンググループ 議事次第

日時：平成26年3月27日(木)9:30～11:00  
場所：中央合同庁舎第4号階4階443会議室

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 手続き簡易化の方針について
- (2) 手続き簡易化のとりまとめについて
- (3) 今後の進め方について

### 3 閉会

○國松企画官 事務局であります、内閣府PFI推進室企画官の國松でございます。

本日は、構成員8名全員の皆様に御出席いただいております。

また、オブザーバーとしまして昨年まで専門員でおられましたT様に御出席いただいております。

それでは、以後の議事につきまして宮本座長により進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

○宮本座長 おはようございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、資料1「手続き簡易化の方針（案）」及び資料2「実務者向けPFI事業実施手続きの簡易化方法についての解説 骨子（案）」について、事務局から一括して御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○國松企画官 資料1をごらんください。「手続き簡易化の方針（案）」について説明させていただきます。

赤字部分と、あと取り消し線がありまして、これは前回のワーキンググループの資料から変更した部分を示しております。矢印で小さい活字で書いている部分ですけれども、こちらのほうは黒字ですが、前回からほぼ全て変更させていただいております。順番に説明させていただきます。

「1. 簡易化に関する主要論点への対応策」。

(1) 定型的なサービス提供が可能な庁舎等の施設整備の比重の高い事業を対象とする。

(2) PFI事業が未実施である地方公共団体への普及を念頭におく。

(3) 手続き簡易化・柔軟化については、震災復興WGの検討結果を基本として、手続き期間短縮を中心とした具体的対応策を示す。

①簡易化の場合の標準スケジュール（全体フロー図の作成）に沿った手続きの実施。

フロー図の明示。予算、議会等のスケジュールも勘案した全体フロー図の明示。

②施設整備の構想段階からPFI手法も含む事業手法の検討を開始。

地方公共団体によって基本構想時点における施設整備概要の熟度が異なる点を踏まえて、(i) 基本計画と事業手法の検討の一括実施。これは前回お示しさせていただいたものです。(ii) 基本構想策定と事業手法検討の一括実施の2パターンにおけるスケジュール案を明示。プロセスガイドラインに推奨する方策として記述。

③実施方針の内容変更が想定されない事業における実施方針公表後の民間事業者からの質問回答を省略可とし、意見招請のみの実施とすること。

ただし、実施方針公表前のマーケットサウンディングの状況、スケジュールまたは発注内容を鑑み、事業リスクの所在を官民双方で早期に認識する必要があると判断する場合には、実施方針公表後に質問回答を実施することについて留意。

プロセスガイドラインに選択肢として省略可能であることを明示。

④特定事業選定と入札公告の同時実施。

前回ワーキンググループでは、実施方針公表と特定事業選定を同時で示していましたが、入札公告のほうと同時実施です。

PFI手続き所要日数の明示により、短縮日数のイメージを明示。ガイドラインに推奨する方策として記述。

参考資料2をごらんください。カラーのフローの書いている資料です。

3段ありますけれども、一番上の段が従来のPFI手続きで、真ん中と下段が先ほどの2つのパターンの簡易化した場合の手続きを示しております。

2ページ目の上半分のページをごらんください。

上段のフローが従来のPFI手続きで、下段に簡易化した場合の手続きで示しております。上段の従来のPFI手続きで基本構想、基本計画導入可能性調査とありますけれども、下段では基本計画導入可能性調査を一括実施しまして、基本計画・事業手法検討調査としております。これは前回と同じです。

上段のほうで実施方針公表後に質問回答、意見招請がありますけれども、それについては意見招請のみ実施で質問回答は省略可としまして、回答については入札公告の後の質問回答で対応するとしております。また、特定事業選定と入札公告については、同時実施によりまして事務手続きを簡易化いたします。

2ページ目の下の半分のページでは、基本構想・基本計画などで行います具体的な検討項目をお示ししております。

3ページをごらんください。

上段は従来のPFI手続きで、下段が2パターン目の簡易化した場合の手続きです。

基本構想段階からPFIに関する検討を始めるというものでございまして、下の段の一番左にPFIを含む事前の庁内検討と書いてありまして、上の段の従来の手続きであれば、基本構想・基本計画をやる間にPFIのことも検討し始めるという形であったのを、基本構想をやる前に来年あたりから新しい構想を立てていこうといった発案をする場合に、ちゃんとPFIのことも念頭に置いて検討を始めておくというものでございます。それで基本構想と事業手法検討調査を一括で実施してございまして、その基本構想段階でPFIを実施するという方針を固めていくというものでございます。

その真ん中の列に水色の字が書いてあるのですが、その右のほうの枠で、基本計画・実施方針・要求水準書（案）作成から事業者選定アドバイザー業務を一括発注して実施と書いてございまして、点線で囲ってあるのですが、この部分を外注する場合、一本の業務として外注しまして、基本計画段階からアドバイザーのほうで要求水準書をつくっていただいて契約までの一括で業務をやってもらうというようなものでして、ここでも簡易化を図ろうというものでございます。

続きまして、下の段のほうにそれぞれの段階での検討項目を書いております。

資料1の2ページ目、⑤効率的なタイミング及び方法にVFMの算出。

施設整備の構想段階からPFI手法も含む事業手法の検討を開始することを踏まえ、基本構

想、基本計画、策定事業選定時の各段階において実務上提示可能なVFMのレベルを整理した上で、効率的なタイミング及び方法によるVFM算出を検討。

この表ですけれども、左端に構想計画、特定事業選定の段階を書いております。PSC、PFI-LCC、VFM、備考、それぞれの段階でこういった形で算出されていくかというのを書いております。基本構想段階におきましては、VFMの欄で参考VFMと書いているのですけれども、この参考VFMは、過去のPFI事業のVFM結果の参照ということで、参考資料5に「過去PFI事業におけるVFM算定結果」というのを、庁舎編と2枚目が給食センター編ですが、過去の実績を示しております。過去のこういったデータからPFIを選択すべきというようなことを示せるようにということでございます。基本計画段階では、PSCを過去の実績等を用いて計算しまして、削減率などを用いましてPFI-LCCを算出する。このやり方として国交省のVFMシミュレーションモデルなどを使って算出するといやり方でございます。

特定事業選定の段階では、公告とか公募する段階になりますので予定価格を算出しなければならないので、予定価格の算出のやり方によりまして上段と下段に考え方をしております。

上段のほうは、見積もりをとることなく積算をしまして、PSCの欄ですけれども、予定価格算出根拠となるPSCということで、積算基準とか用いまして積算をしまして、PSCを精緻化しまして、それから削減率などによりPFI-LCCを求めるというやり方でございます。

下の段は、PSCを精緻化するというやり方ではなくて、実際にPFIでやった場合のどういふふうなお金がかかるかというのを見積もりによりましてPFI-LCCを精緻化していくやり方でありまして、PSCについては別途新たに計算するわけではなくて、基本構想、基本計画段階で幾つか過去の実績値などを活用して算出するというので、VFMも見積もりによるPFI-LCCに基づくもので算出していきます。

3ページ、庁舎や学校給食センターにおける過去PFI事業のVFM算定結果については、前提条件なども勘案して一覧表を作成、明示。先ほどの参考資料4でございます。

ガイドラインにおきましては、特定事業の選定の際に行われる客観的評価として、VFMの算定・公表については、基本構想や基本計画時に算出された参考VFMや簡易VFMをもって行うことが可能であること、VFMの算定の際にPSCとPFI-LCCの精緻な比較が義務づけられているわけではないことの記述をいたします。

⑦民間事業者選定後の簡易化に資する作成素材や標準契約1の活用。

(4) 手続きの複雑さへの対応については、アドバイザーと発注者の役割分担について解説し、アドバイザーの活用を明示。

参考資料6に「事業者選定アドバイザー業務における一般的な役割分担」ということで、従来のPFI事業を簡易化した場合で、それぞれ管理者等とアドバイザー、役割分担を示してあります。

(5) 担当者がPFI導入を内外に説明するために必要な材料を提示。

これは参考資料7に「PPP/PFI事業 事例集」の活用ということで資料をつけさせていた

だいております。これは既に地方公共団体のほうには周知を図らせていただいているところでございます。

(6) バンドリングによる施設整備・運営のメリットを示し、バンドリングPFIの活用による機動的な施設整備を促進。

これにつきましては、PFI事業促進の取り組みの中で、先進事例の周知等により普及を図っていく。

「2. 簡易化に関する対応策のまとめ方」。

(1) 上記対策に関して、複数の地方公共団体の意見を聴取し、実際の適用事例の公表等も視野に入れて、実用性・汎用性を担保しながら検討を進める。

(2) 対応策については、ガイドラインの改正において基本的な方向性を示し、それに基づき、簡易化スケジュール（案）と実務者向け簡易化方法等についての解説を作成し、公表・周知を行う。

資料2をごらんください。前回、ワーキンググループにおきまして手続き簡易化マニュアル目次（案）を示しておりました、マニュアルという形で少し分厚いものをつくって作成することを考えておりますけれども、前回のワーキンググループの後に委員のメンバーの方から、分厚いものをつくって読み物をふやすのは余りよろしくないのではないかという御意見もいただきまして、再度こちらのほうで検討しまして、本体が10ページ～20ページぐらいのものを作成することを考えました。

タイトルは、今、実務者向けというような、こんなタイトルになっておりますけれども、こういうものをつくりまして、資料2の「1. 目的」～5の（7）までのところで20ページ以内ぐらいにしまして、付属資料としまして本日の参考資料に示しましたものにしまして、作成素材につきましては、震災復興のときにつくったものですが、別添資料ということで、こちらは別冊の扱いでつくりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

前回のワーキングでの御意見、その後の意見聴取を踏まえてこういう案をつくっていただいております。いかがでございましょうか。

特に現場で実際に取り組んでおられる自治体、公共団体の方あるいはそれこそアドバイザーの方の率直な御意見をもう少しいただければありがたいかと思えます。

○N専門委員 非常に改善されていいものができたのではないかと思います。実際にこの簡易化バージョンでやっていただくために、可能であれば予算をとってあげて、モデルでこういうものをやる地方公共団体にそういう予算をつけてあげて活用していただくことを推奨していただくようなことができたらいいなと思えます。

○宮本座長 ありがとうございます。どうぞ。

○I専門委員 資料1の2ページのアドバイザーと発注者の役割のところも整理していただいたのですが、今回短縮していると言いながら複数年にわたってアドバイスを大

体やるので、これは地方自治法の問題になってしまうのです。多分アドバイザーについては複数年契約というのも考えるということでサジェスションみたいなことを入れておいたほうが、今は多分単年度でずっとやっていますね。そのたびに次に変わることも少ないのですけれども、変わってしまう可能性もあるので、余りそれだと一貫通貫でやっている意味も少なくなるので、何だかこういうところに複数年契約みたいなものも考え得るということを書いておけば、地方公共団体のほうも考え得るのではないかと思うのです。

○宮本座長 ありがとうございます。

それは制度的には問題ないのですね。

○T氏 債務負担をつくることになってしまうのです。それはそれでまた議会に説明しないといけないので、実務的には多分嫌がってしまうのです。なので、そういう意味でいくと、参考資料2のところでも複数のものを一括して発注という記載があるのですけれども、これは余り現実にはそぐわないのではないかなと思います。

○L専門委員 でも、最近ふえてきていますけれどもね。私が今やっているものは2年半契約が結構あります。

○T氏 債務負担等ですか。

○L専門委員 はい。地方公共団体のほうでとっています。大分そこは抵抗感が下がってきたと思います。でも、相変わらず単年度でやるところもあります。両方ありますね。

○T氏 そういうやり方もあるというのを書いていただけるとやりやすくなるかと思いません。

○L専門委員 だと思えます。

○宮本座長 債務負担をとってやっている事例もあるということを書いていただくのは1つの証拠としてありがたいですね。どうぞ

○P専門委員 選択の幅を広げて提示してあげるということで、実際、債務負担行為をとるとなると、いろいろ自治体の中で手続きがあるので抵抗感はあるかもしれないです。

○T氏 あとはメリットとしては複数年度のまとめた金額でアドバイザーを選ぶということは、それなりに競争力が働いていいところを選べるということにもつながりますので、メリットも多々あるのではないかとは思えます。

○宮本座長 今の点も説明していただいたほうがありがたいですね。

それ以外にいかがでしょうか。

どうぞ。

○T氏 資料1の1ページの一番下に③があるので、そこでただし書きを書いているのです。実施方針の内容変更が想定されない場合は意見招請でいいですよということなのですが、ただし、マーケットサウンディングの状況やスケジュールまたは発注内容等を鑑み、事業リスクの所在を官民双方で早期に認識する必要があると判断する場合はとあるのですが、文章的に長くて非常にわかりづらいので、もし変えられるのであれば、「ただし」のところを実施方針公表前のマーケットサウンディングや前例のフィードバックが

十分になされた場合に限るという感じで書き直していただいたほうがわかりやすいかなと思います。マーケットサウンディングと、あと前例のフィードバックが十分になされた場合は意見招請だけでいいです。

○宮本座長 わかりやすく書いていただくということですね。

○國松企画官 ちょっと検討いたします。

○T氏 あと2ページのところに「⑤効率的なタイミング及び方法によるVFMの算出」ということがあって、各段階でこういうレベル感でいいですよというのをお示ししていただいているのですけれども、一応PFIをやったことがない方々が見るという観点に立てば、これだけ見てもよくわからないですね。なので、VFMというのが2つ大きくタイプが分かれていて、事業所を選択する際にやる1回目のVFMと、上限金額を決める、イコール特定事業選定のときのVFMの2種類があって、それぞれこういうレベル感でいいのですよと明記していただいたほうが実務者はわかりやすいと思います。

○宮本座長 これはダイジェスト版だから、その説明はつけていただけますね。

○國松企画官 はい。これはフローに合わせた形のタイミングでわかりやすくということですね。

○宮本座長 ここはE委員のところの部会ともラップするところですね。それともラップはしないと考えていいのですか。しますよね。バリュー・フォー・マネーもワーキングは入っていますね。

○E委員 はい。合理的になるように原案がつけられているはずですよ。

○宮本座長 そこはちゃんと当然整合はとれていると思います。

○E委員 そういう意味では、今の論点も含めてですけれども、1つは、もともとこれは何のためにやっているかということ、従来よりも短くすることではなくて、公共事業でやるよりも恐らくならないということを目指しているはずなので、それは文章の中に、こういうことでやれば従来型でやるよりも、少なくとも遅くはならないだろうという。PFIでやると時間がかかるということはありませんよということをしっかり言わないといけなくて、参考資料2-1が従来のPFIと比べても、それは頑張りましたということであるのですけれども、結果的に従来型の公共事業よりも早くなったということはわからないので、参考資料2のほうにはそれが出ているので、そういうような説明をしないといけないでしょうねということです。それはそういう読み方でいいのですね。

○國松企画官 こちらのA3の細かいものですが、一番上の段が、PFIでない場合の従来方式の手続きということで、5年度目の途中で現地着工となっていて、一番下のものごとくと5年度目の早めということで、この表上は半年ぐらいPFIにしたほうが早くなるとしていて、その理由というのが基本構想段階からPFIのことも念頭に置いて検討を始めて、PFIでやるよということ早く決定すれば早く取りかかれるということと、設計施行まで一括なので、ここで効率化が図られて工事も早めに始められるということで早くなっているという考え方になっています。



○E委員 完成も早くなるのですね。

○國松企画官 着工も早いので、完成も当然早くなります。

○E委員 着工は同じなのではないですか。

○國松企画官 一番下なので、一応この表上半年分早く着工できるということです。

○E委員 要するに着工後の工数の削減というのは、当然PFI事業者は考えて早期に完成するようにしているので、そこもあるのです。

○國松企画官 着工というのは、現地の現場の工事の着工ですか。

○E委員 現地の着工です。だから、どこでどういうふうに短くなっているのかというのはこの図を全部見ないとわからなくて、それぞれの根拠が必ずしも文章になっていないのでわからない感が残るのです。何となくふわっと時間がかからないよとされているぐらいにしか受け取れてないので、具体的にどことどこがどうなっているとしないと、議会の説明とか難しいだろうと思うので、そこはここまでやっていただいているのだったら、そんなに難しくないのです、注でもいいのですけれども、文章でどこで短くしているのだということが最後までわかるようにしていただきたい。

もう一つ、バリュー・フォー・マネーの件でいくと、これは前回の議論に出ていないのですが、特定事業選定のときはPFI-LCCは精緻化しなさいと書いてあるのですけれども、これはなぜ精緻化しないといけないのかということ、予定価格を算出できないからとなっているのです。では、公共事業のときは民間に請け負ってもらうための予想をこのくらいの精度で計算しているのかということしていないと思うのです。同じであれば同じでいいのですけれども、PFIのほうが手続きを面倒くさくならないようにしているわけで、ここはもし公共事業と同じくらいの、公共事業で予定価格を算出するのと同じくらいの精度の意味ですよということであればそう書いていただければと思います。

○國松企画官 そういう意味です。ここの特定事業選定、左の予定価格算出根拠となるPSCと書いてありますけれども、これがPFIでない場合の予定価格。PFIでなければ、ここの価格が予定価格になって、PFIにするのであれば削減率を使って、精緻化によると書いていますので、レベルとしては通常の公共事業でやるのと同じです。

○E委員 PSCに対して、PSCどおりには出さないのだから、必ずここで民間に出すときには安くなるだろうと思って出しているわけですね。

○宮本座長 一般の予定価格の設定というのは、標準設計というか基本設計、設計書が決まっていますね。そのもとで、いろんな歩掛で積算計算するのでいけば、詳細といえば詳細ですね。

ただし、PFIの中でどういう設計が出てくるかわからないから、その点ではアバウトだから、それを完全に推計することは当然後でしかわからない。そこで随分違ってきますね。

○E委員 ここで言っている精緻化PFI-LCCというのも精緻化の程度なのですね。

○宮本座長 ここは2つありますよね。だから、アプローチが今の資料1の2ページの下に2つPFIのバリュー・フォー・マネーの算定の仕方がありますが、これは事業タイプも違

うだろうし、もう一つはアドバイザーのやり方で違うのかなという感じがしなくもないのだけれども、事業タイプによって当然違うとは思いますがね。その中では標準設計に基づいてPSCを算定するほうがアプローチとしては楽そうに素人目には思いますがね。それに対して建設費用だとか、短縮できるところで削減率はどれぐらいかという形で出すというほうが出しやすいのではないかなと、やったことがない人は思いますが、そこはどうですか。

○E委員 この簡易と精緻化というのをしっかり定義してあげないと、結局のところは精緻化というところが物すごく専門的で、専門のアドバイザーに頼まないと誰もできなくてすごくお金がかかって時間がかかってみたいな印象を受けてしまうので、今、宮本先生がおっしゃったようなことであれば、それは精緻化とは呼ばなくてもいいと思います。

○L専門委員 PSCの精緻化によるPFI-LCCは、削減率を精査するという感じですか。

○E委員 そもそもなぜ簡易なままではいけないのでしょうか。

○L専門委員 多分議会の説明が通らないと思います。だから、何らかのこういう調査を行ってこうだったので、こういう削減率だったので、したがって、これで予定価格を設定しますというような説明をされるのではないかなと思ったのですけれども、どうですか。

○國松企画官 ここで書いた表の意味としましては、PFI-LCCの欄が、簡易PFI-LCCの下が精緻化になっているのですけれども、そのPSCのほうが基本計画時点では過去の実績などを算出して書いてありますけれども、ここから特定事業選定時ではある程度はPSCとしても大分精度が上がった分に合わせてPFI-LCCも精度を上げるというぐらいの意味。

○石田（直）構成員 そうすると、同じ削減率を使って精緻化されたPSCにその削減率をかけますよみたいなことですか。

○國松企画官 そうです。

○L専門委員 だったら、精緻化という言葉を使わないほうがいいでしょうね。

○國松企画官 PSCの精度が上がった分だけPFI-LCCの精度が上がるという程度の話ですので、さらにそれ以上に精緻化という意味ではないのです。

○E委員 だから、簡易とか精緻化とか使わないで、もうPFI-LCCで基本計画段階はソフトに基づいてやります。そのこと自体は変わらないのです。削減率事態の原単位は変わらずに、掛け算の母数であるPSCが変わるから変わるということだから、そこはやり方が変わるわけではないということはしっかり説明しないと、ここは結構大きな話だろうと思います。

○L専門委員 地方公共団体の感覚からして、この予定価格算出根拠となるという、予定価格というか、予算というか、議会との関係とか含めたときにどのぐらいの精度が求められるかとか、もしくはこういうガイドラインの中でこういうふうを示してくれば非常に簡易化できて議会も通せるとか、そのあたりの感覚はどうですか。

○宮本座長 どうぞ。

○P専門委員 具体的に経験がないのでわかりません。

○T氏 表がわかりづらいとかあるのですけれども、この精緻化というのは多分違う意味で

見ている、通常、基本構想とか基本計画の段階で、例えば庁舎でいえば30万～35万平米ぐらいのバンドでできそうですというのを恐らく出すのです。それが特定事業選定の段階だったら、その中でも大体33万ぐらいを狙いますとフォーカスするのが精緻化という意味かなと私は思っていたのです。そういう意味ではなかったのですね。

○國松企画官 PSCの精緻化といっても、PSCが予定価格の根拠になるという意味ではそういうことです。例えば基本計画段階では例えば35平米でやりました。特定事業選定段階になれば平米も建物の中もいろんなフロアごとに違うので、上のほうの階は35万平米だけでも、下のほうは25万でいったとか、その辺も詳しく積算をしていってというので精度を上げていくというぐらいのイメージなのです。

○宮本座長 概略設計から基本設計ぐらいになって、積算をとれる段階で計算したというのが一番下ではないかという感じがします。

○國松企画官 全体の単なる延べの1万何千平米ではなくて、建物の形とかも決まってきたらもう少し精度が上がるのかなというぐらいでPSCがある程度具体化してきて、PFI-LCCのほうはそれに合わせて計算するという感じです。

○T氏 これだけ見るとよくわからない。

○宮本座長 今の説明がわかりやすいような言葉と補足説明ですね。確かにPSCは確かに精緻化しているから、PSC自体は精緻化しているという言い方になるかもわかりませんね。

○L専門委員 何となくガイドラインにもPSCがあってLCCがあってここがVFMですよという図があると思うのですがけれども、あの図をうまく使って、基本構想段階ではPSCもLCCも別々に出さずにVFMの実績値だけ見ますよということですね。そこしか見ませんと。基本計画のときはPSCをある程度原単位ベースで出して、建設費、運営費の削減率を参考にすることでPFI-LCCも簡単に出せるし、VFMも自動的に計算できます。特定事業選定のときには2つのやり方がある、でも、いずれにしろ、PSCを精緻化するか、PFI-LCCを精緻化するかのどちらかしかないですよ。あとは削減率を使うなり、過去の実績をそのまま持ってくるなりしてVFMを出しますよという。多分あの図をうまく使って表現していくのがわかりやすいのではないかなと個人的には思っております。

○宮本座長 あとこれは2段に分ける意味はありますか。実質的には同じようなことをやっているようなイメージがあるのだけれども。

○L専門委員 多分庁舎とか、ここで対象としている庁舎とか給食センターだと上が多いのですかね。実は、私がやっている分野、プラント系だとほとんど下です。見積りでLCCを出して、PSCは基本構想とかでやったものをそのまま持ってくるというやり方が非常に多いです。だけれども対象が違うので、上のほうだけ書いておけばいいかもしれません。

○宮本座長 ここはそういう意味で、上のほうだけという形のほうがかえって混乱しないかなと思いますね。

あと先ほど御指摘があったとおり、従来型との比較というのも重要なので、参考資料3の詳細なものには従来型が一番上に載っていていいのですが、参考資料2がなくなってい

ますね。だから、ここではリダンダントかわからないけれども、それもつけていただいで比較と、上と下の差分がどこにあるのかというのがこれでわかるのかな。もし、それが絵の上で明記できるのだったら書いていただいて、それが明記できないのだったら説明のところで附記していただくという形かと思います。

それと同じような感じでいくと、参考資料6のアドバイザー等、管理者等の関係が全部PFIベースで書いてあるのですが、従来型の場合はアドバイザーとは言わないのだろうけれども、外部委託といますか、コンサルタントに委託する部分が当然ありますね。それとのかかわり合いで見れば、この○がどうなのかということで、これだけ見たら○がたくさんあるなというイメージがあって、PFIは大変かなと管理者等のほうは思ってしまうかもわかりませんね。PFIのほうは管理者等のほうは大変ではないかと○の数で思ってしまうかもわからないので、従来型と比べたら、それほど大したことがないよと。

○國松企画官 もう一段ふやしてわかるようにいたします。

○宮本座長 たくさんになって見にくいかわかりませんが、横型ぐらいにしてもらえれば何とかなるかなと。それ以外はいかがでしょうか。まず、簡易化の方針について、今までのところはそういう詳細、ディテールの修正はあるかと思いますが、基本的にはこういう流れでと御同意いただいているのかなとは思いますが。

どうぞ。

○E委員 2点あって、1つは庁舎に関していうと、今、実際に起きているのは、老朽化している庁舎を耐震補強するか、建てかえるかという選択を考えているところが非常に多くて、ともすれば、見かけの経費というか、とりあえずの経費が少なく済む耐震補強を選んでしまって、それがいい場合もあるのですけれども、LCCを全く考慮しないで判断してしまうということが起きているのです。実際に住民投票までやってそれを選んでしまって、後から結局建てかえないといけないのではないかとということがわかってひっくり返すという事例が起きてきている。

それはなぜ起きるかという、LCCの概念がそこで全く考慮されていないのです。なので、背景の話だと思うのですけれども、基本構想をつくるというのは、庁舎を建てかえると決めてからの基本構想なのですけれども、その前に建てかえるかどうかを決めるプレ基本構想のレベルというのがあって、そこでもPFI的な発想というのは物すごく役に立つのです。そこでもう何年もかけている自治体は物すごくいっぱいあって、結果的に途中で壊れたりするのですけれども、背景でもいいのですけれども、そういうようなことも最初からLCC概念でしっかり考えて、片や民間にサウンディングするというようなことで、一番いい方法を模索するとか、そういうことの必要性はどこかで簡素化とは違うのですけれども、立ち上がってから結果的にはそれも簡素化になるかもしれませんね。そう思うので、それを1つ入れていただきたい。

もう一つは、一番簡素化ができるであろう庁舎においてこの程度かということがあって、では、庁舎はできるかもしれないけれども、それ以外はやはり難しいのだねと、PFIは時間

がかかるのではないかと。庁舎は何だかんだいっていっぱいありますけれども、それ以外のものが多いわけで、庁舎でもこの程度だったらほかではどうなのかなというところが、この応用編を考えると時の目安といいますかね。だから、今、今回織り込んでいるものの中には、庁舎にしか使えないことと、庁舎的なものであれば使えることと、庁舎的でなくても使えるものと三通り多分あると思います。そこの仕分けを書類に残す必要はないのだけれども、ちょっと整理していただいて、こんなような工夫をしていけばかなりの部分は拾えるのだよと、適用できるのだよというようにぜひ表現をしていければいいと思うのです。そもそも仕分けというのはどういうように考えればいいかなということです。

○宮本座長 まず最初のそういう基本的な考え方については、このガイドラインにそれが書けるのかどうかわからないですが、この資料2の解説の前書きだとか何かによく入れていただくということは当然ありますよね。ガイドラインはどんなのだろう。そこは御検討いただいてですね。

○國松企画官 こちらの解説のほうであれば具体的にそういうものに対して使えるので、最初のLCCの段階を考えてみたいな、こういう場合に使いますよというような仮定。

○E委員 なぜ庁舎を選んだかという理由が一番典型的なことになっているのですけれども、もっと大事なのは、今、庁舎で一番困っているところがあるのです。困っているところに国がしっかり光を当てて解決策を提示しているところを自信を持って言ったほうがいいのです。そうすると、しっかり考えてもらえているなということがわかるので、それはPRの意味も込めてしっかり書いたほうがいいと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

あとのほうは、まずこれが終わってからかな。当然、この作業をやりながらその意識を持っていただいたほうがいいと思いますが、まずはこれがリリースされてから次のステップとして考えていくほうが作業ベースとしては現実的かなとは思っています。大変重要な御指摘だと思います。

○國松企画官 庁舎等が適所だけれども、それにしか使ってはいけないということではないので、幅広く適用の判断ですね。

○E委員 これは幅広く適用できますよと言えば、受ける側はなるほどそうなのとか、では給食センターだったらどうだとか、何か考えるわけなのですね。

○宮本座長 今回、給食センターは一応カバーしているというイメージなのです。

○E委員 大分大きいので庁舎とは違うところがあるのです。

○宮本座長 ちょっと違うのだけれども、基本的には運営がそんなにバリエーションがないから、ある意味では。

○E委員 そういうことであれば、運営のバリエーションが一定の範囲内に収まるということで想定されるようなたぐいのものに関しては広く応用が可能ですということを出していただいたほうがいいでしょうね。

○宮本座長 だから、資料1の(1)のところはカバレッジがもう少しあるよという感じ

で書いていただいたほうがいいのかもわかりませんね。これだと庁舎だけというイメージになってしまうから。ありがとうございます。

そのほかいかがですか。

○J専門委員 E委員の発言内容に関係しますが、庁舎の建替えを検討する過程で財政負担の軽減化という観点からPFI手法の検討がなされるケースが一般的かと思いますが、その前段では耐震補強との比較検討もなされていると思います。

公共施設マネジメントという観点から考えると、更新時期を迎えるような公共施設は、庁舎の他、学校、病院、給食センター等他用途の施設もあるでしょうし、維持補修ということでは道路、上下水道などのインフラ関連施設もあるかと思います。

長期的な財政政策の中で検討を進めた場合、異なる用途の老朽化施設を合築して新設するとか、応急措置を施して将来的には廃止するインフラを選別するなどの総合的な判断がはじめにあるべきだと思います。そういった裏付けに基づいて、例えば複合的な公共施設整備については民間のノウハウと資金を最大限に活用する手法としてPFIの検討が開始されるような手順が望ましいと思います。自治体へのPFIの展開を考えた場合、以上のような考え方を自治体に広めていくことも重要だと思います。

○宮本座長 J専門委員の今の御意見も前書きの中にうまく盛り込んでいただければと思います。

それ以外はいかがでございますか。

お願いします。

○I専門委員 前に出たのかもしれませんが、3ページのバンドリングのところの整備、運営のメリットは、実際にはどういうことをどれぐらい書くのですか。何かありましたか。

○國松企画官 複数、同じ1つの公共団体を仮定しますと、その中に今具体的に実績のあるものですが、小学校、中学校の耐震化で複数の学校をまとめてやるとか、あと公共施設は図書館とかホールとか、複数の全然違う点に在している公共施設を町の中で1つにまとめて維持管理をやっていくとか、そういうのが実際にありますので、そうすると、個別発注ではなくてまとめてやることで行政内部のいろいろな事務コストも少なくなりますし、まとめることで経費削減につながるというメリットがあるというものです。

あと、複数の別の公共団体、県と市とが隣の市同士とか、そういうようなパターンも数少ないですけどもありますので、そういうことで複数の公共団体で効率的な公共施設の整備なり管理なりをやっていくのはどうかと、一応大きく2つ考えています。

○宮本座長 これはこのワーキングで入れてしまうのでしたか。もう一つの事業促進のほうにお願いするという形ではなかったでしたか。

○國松企画官 そうです。

○宮本座長 そうでないとスコープがずれてしまうというか、重要なだけれども、流れから言ったら外れてしまうかなとも思うので。

○井上参事官 施設をばらばらにやらないでバンドリングしてPFIをやるとそれなりにメ

リットが早くできるという、そういうことも考えられるぐらいの話ですね。

○宮本座長 だから、どこか適切な場所に、それぐらいの分量で入れていただくというのは重要だと思います。この事例集の中にもありましたか。ハンドリングのものがあつたら、それをこの資料集に引用してもらえればわかりやすいですね。メインは事業促進のほうのワーキングで御検討いただくという形かと思います。

どうぞ。

○T氏 3ページの⑦のところで、作成素材の提供、標準契約1の活用の推奨を行うとあるのですけれども、作成素材を今回御提供していただくと自治体としては非常に助かるというのは本音なのですけれども、作成素材のレベル感がどういうものができるかというのがすごく心配でして、中途半端につくられると、それはそれで困ってしまうのです。例えば庁舎をやるのであれば、庁舎は前例がたくさんあるわけなので、それでくくればたくさんもう前例というのは入手可能なわけで、それに変わり得る使える素材をつくっていただけのものなのかどうか。もしそれでなければ逆に出不さないほうが私はいいのではないかなと思っています。

以前、委員会のほうでもモデル事業をやるという話がありましたけれども、そのモデル事業の中で素材を別途つくったほうが私は適切ではないかなと個人的には思っております。

○宮本座長 事務局、いかがですか。

○國松企画官 右側のところに書いていますのですけれども、以前の震災復興ワーキンググループのときにつくったもので、今はそのレベルぐらいを考えていますのですけれども、とりあえずここではそれぞれものを出すことを考えているけれども、あとバージョンアップといいますか、基本設計はPFIに含まれていないパターンのものでしかつくっていないので、そういうものを含んだものをつくっていかないといけないのですけれども、レベル的には今あるレベルだと思うのです。それはまた見ていただいてどうかなというようなのを動いていただく必要があると思うのです。

○宮本座長 どうぞ。

○N専門委員 今回の前例の話で、前は内閣府のPFIのホームページで各地方公共団体の例、全部リストアップされていて非常に検索しやすい機能があったのですが今はやめてしまっていますね。あれをまた復活していただくと、ワンストップであそこにアクセスして各地方公共団体とか国のホームページに飛んで、そこから過去の事例も契約書とかをみんなダウンロードできますので、あの機能は非常に使い勝手がよかったですのですけれども、今はそれがなくて検索するのも各自治体のホームページにわざわざ行ってやらなければいけないというので手間がかかるのです。

○宮本座長 いかがでしょうか。

○國松企画官 あれは全部完全にそろえるのは結構難しく、過去につくったのもかなりリンクが途切れたりして、現状を見切れていないというのが実態のところなのです。

○T氏 数が大きくなってきたので全部フォローするのは確かに人手が大変というのはわ

かるのですけれども、もう古いのはなくてもいいかもしれないのですが、新しいのは結構いい資料になっていると思うのです。全部やらなくても代表的なものでも、あるいはこの事例集に載っているようなものは少なくともやっていただくとか。あるいは事例集のものだけを載せてもいいのですけれども、資料をとりやすい方法があるといいなと思う。

○國松企画官 検討させていただきます。

○宮本座長 事例集に、どこかにURLが入っているだけでも楽かもわかりません。

あと先ほどの作成素材は震災の後のワーキングでつくったのがベースですね。それなりにはなのだけでも、逆に使っていただけるかどうかは現場の目でいただかなかつたら難しいかもわかりませんので、1回ごらんいただいて、そんなに出不さないほうがいいというほどの未熟ではないとは思いますが、これで大丈夫だぞと言うほど完成しているかと思ったら、どうかはわかりません。

○事務局 3ページの上から2行目のVFMのところですけども、「前提条件なども勘案して」と書いておりますが、この前提条件というのは、事業期間とかそういうものは書いてありますけれども、例えば整備費用の削減率とか、いろんな数値がありますけれども、そういったものもまとめてお出しされる予定でしょうか。担当者としては、庁舎だったら大体削減率はこれぐらいだよとか、割引率はこれぐらいですよとか、いろんな代表的な数値を出していただくと簡易化にはつながるかと思っているのです。

○國松企画官 今、公表資料の中でとっているのですけれども、特定事業選定時に表の比較で出せると思うのですけれども、率などを見たのですけれども、何パーセントと公表されているのもあるにはあるのですけれども、一定の何とかをかけてみたいな感じで公表されていないのも結構ありまして。

○T氏 公表はしていないと思うのです。

○國松企画官 どこまでそういうのを詰められるかというのをまだちゃんと精査していないのです。そういうものがあつたほうが役立つというのであれば探してみて、載せられそうでしたら。

○T氏 もしくは、一番効率的なのはコンサルの方に聞くのが一番代表的な、大体庁舎だったらこれを使っていますよとかコンサルの方はお持ちなのです。恐らくそれは物によってぶれてはいけないのです。だから、そこでお聞きして使えるのだったら使うというのもありだとは思いますが。

○國松企画官 そういうニーズが非常に高い業務ではやらないといけないので、できるかどうか考えてみたいと思います。

○宮本座長 公表されていないところは難しいですね。その中でどれだけここに持ってこられるかで、資料5は結果としての公表資料としてバリュー・フォー・マネーを出しておられるわけで、これは当然このまま資料を公表されておかしくないわけですけども、この前の段階というのはなかなかL専門委員のところに行ったらお聞きできるのでしょうか。

○L専門委員 答えられる範囲であれば。



○國松企画官 今、資料2で目次をつくらせていただいたのですけれども、まずはなるべく早めにこれをつくって、そういう難しいところはまた追々データを足していきたいと思いますので、最初から完璧は無理だと思いますけれども、時間がかかるようであれば時間をかけて調べて、またどんどん追加していきたいと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

お願いします。

○P専門委員 3ページの下のところの対応策のまとめ方の(1)で「複数の地方公共団体の意見を聴取し」とありますね。これは具体的にどういう団体を対象に、既にPFIを実施しているところなのか、それとも、これ自体が未実施である団体ものということなので、そういう団体も対象として考えているのか、そこを確認です。

○國松企画官 今、具体的にどういうことかというのは、決めてはいないです。

○P専門委員 未実施である団体にこれを見てもらって、それで印象といいますか、ある程度理解できるかどうか見てもらったほうがいいのかと思います。ただ、全くそのPFIを検討も何もしていないところに聞いても仕方がないので、そこがこれからやってみようかなと検討している団体でもし聞けるのであればこういうものをつくるのだけれども、どうでしょうかというようなのを聞いていただいたらどうかと思っています。

○井上参事官 専門家派遣などをやっているのでも、興味がある地方公共団体の方と接触がありますので、そういったことも考えさせていただきます。

○Q専門委員 今のいろいろな意見を聴取して、実務になるべく合わせて省力化、時間短縮というのを図っていくべきだと思うのですけれども、例えば1ページの一番下の③のところの質問回答を省略可として意見招請のみの実施とすることということで、その後、実はただし書きがついていて、結局質問回答をやることが多くなってしまっただけではないわけでごさいます、例えば我々のほうで見ている限りですと、毎回結局やっている実施方針の公表後の回答のやりとりというのを見ていると、毎回必ず同じようなことを聞かれて同じようなやりとりが起きているというのが実際かだと思いますので、定型化しているものは最初から例えば実施方針に入れておくとか、必ず聞かれるようなところは最初から手を打っていくぐらいにしておけば、そこでも省力化が図られるのかなと思う次第でごさいます、まさにいろいろな意見を聴取して、こうすると要は簡易化に一番役立つと思いますというような形で、この方針にのっとりながら、もっと内容を詰めていくというのが大事なのかなと思う次第です。

○宮本座長 ありがとうございます。

今、例示しているような案件ではこういうような質問項目があるということで、それについては最初から答えを出しておきなさいということですね。重要ですね。

○N専門委員 FAQをつけているというのがありますね。実施方針そのものだとまぎれてしまうので、かえって書いてあることを聞いてしまうので、おっしゃるとおりで、もう基本

的に8割ぐらいは予想されている質問なので、それは8割分もうFAQをつくっておけばいいし、FAQだけがあれば真似できるので。

○宮本座長 それを蓄積していてもいいですね。

○T氏 私が先ほどコメントしたのは、前例事例のフィードバックというのを入れてくださいと言ったのはまさにそういうところで、今回手続きの簡易化というのは、期間を短くするというところもありますけれども、今までの積み重ねもあるわけですね。だからこそ簡易化できるというところもありますので、そういう要素とかそういうところに反映されるのではないかなと思っております。

○宮本座長 どうぞ。

○N専門委員 今の実務上も、部長から若手が、質問回答をつくれと言われると、つくらなければという思いがあってつくってしまうのです。もうわかっていることでもう一回聞くという確かに無駄な作業になっているところがあると思いますので、そこは省略させてあげるように工夫してあげればいいのかないかなと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○國松企画官 4月にセットと思ってそこまでを入れられるかどうか時間的にはあるのですが、FAQとかは蓄積あるものを調べないといけないので、まだバージョンアップのときに追加していく。

○N専門委員 大事なのはこれを出すことですから、FAQは次のレベルだと思います。

○宮本座長 それだけちゃんとテイクノートしていただいて。

あと資料2の解説骨子案でございますけれども、本文が長かったらかえって読まれないという御意見があったわけで10~20ページ。20ページでおさめますか。余り長くないという意味で10~20ページということで、あと付属資料だとか別添資料は十分な量をつけていただいたほうがいいのかと思います。これに関して御意見はどうでしょうか。

どうぞ。

○T氏 資料2の5の「(6)複雑なPFI手続きへアドバイザーの活用」というのが入っておりますけれども、これだけポイント、毛色が違うかなという感じがしているので、別に起こしたほうがいいのかないかなというのは感じます。

○國松企画官 章立てを工夫いたします。

○宮本座長 ここはアドバイザーとの関係を書きたかったのですね。

○國松企画官 はい。

○宮本座長 先ほどの丸がたくさんある参考資料6のイメージですね。アドバイザーとの役割分担のあり方みたいな形ですね。複雑なことになっていると外れてしまうから。

○L専門委員 参考資料6の役割分担の図表を見ると、簡易化手続きだからといって役割分担が変わることは基本的になくて、管理者のやらなければいけないことが一部少なくなっているみたいな感じですね。当たり前だとは思うのです。丸がついている位置は、従来の

PFIと簡易化手続き1と簡易化手続き2で上はちょっと違うとしても、基本的にはほぼ一緒ですよね。何となく、割と簡易化する、しないにかかわらず、結構一般的な話かなという気もしたので、メッセージとしてはもう少し違う表現のほうがいいのかなど。

○國松企画官 簡易化による分担変更というよりは、未実施団体対象というのがありますので。

○宮本座長 本来は、従来型と比べてアドバイザーにいろんなことをやってもらいますよというようなメッセージなのではないですか。従来はもっと抱え込んでいるのだけれども、アドバイザーにいろんなことをやってもらいますよという。

○國松企画官 PFIではない場合に比べてという。

○宮本座長 従来型と比べて。

○L専門委員 従来型公共事業と比べてということですね。

○宮本座長 そうです。従来型公共事業。

○國松企画官 PFIにするといろいろ難しくてできないのではないかという人たちにアドバイザーというのをアピールしてあげるという趣旨ですね。

○宮本座長 だから、従来型公共事業の欄が左に入って、右のほうは。

○L専門委員 備考みたいな感じで、簡易化したらここは省略可とか、そういうぐらいのほうが間違えないですね。

○宮本座長 2つでいいかもわからないですね。従来型の事業方式とPFIと。

○國松企画官 見やすいようにいたします。

○宮本座長 だから、全部自分でやるというのは大変だけれども、ちゃんとアドバイザーがいてやってくれますよというメッセージが伝わればいいのではないですか。

○L専門委員 思ったのは、従来のPFIの管理者とアドバイザーの役割分担は、プロセスガイドラインとかにも参考資料として入れてしまってもいいのではないかなと思ったのですが、これは非常に一般的な話だと思うのですが、未実施の団体にとっては確かにそもそもどういふようになっているのだろうというのが、一般的な話かなと思ひました。

○宮本座長 では、この方向でバージョンアップしていただくと言うことでお願いします。どうぞ。

○L専門委員 資料2の骨子のところで、4ポツが参考資料2と3に当たるのだろうと思うのですが、自治体の方が多分パワーポイントでつくっていただいている参考資料2のほうは、実務者というよりも、もう少し上の部課長クラスの方がこれを見てこれはいこうという感じのレベルで、参考資料3だとかなり細かくて、もう実務に落とし込んでやると決めてから実務の担当者が見るといふ感じで、間いふと曖昧なのですが、この1枚を見れば、簡易化プロセスで自治体担当者が押さえておかなければいけないことがぱっと見てすぐわかるみたいな、そういう1枚ができないかなとどうしても思ってしまうのです。参考資料3は何年度目にこれをやります、何年度目にこれをやりますが入っているの、

未実施の地方公共団体になるほど、ではこれでやろうという感じになるのであればいいかなと思うのですけれども、何となく間ぐらいでA3、1枚でダイジェストがあるといいのではないかなとどうしても思ってしまうのです。なかなか難しいですか。

○國松企画官 参考資料2と3の間のレベルの細かさということでしょうか。

○L専門委員 それが簡易化方法解説のダイジェスト版みたいなもので、これは1枚を見たらわかるよみたいなのが欲しいなと思ってしまう。コンサルの立場だとよくそういうのをつくれと言われるので、よくつくるわけです。そういうのがあるといいなと思ったりしてしまうのです。概要版なのかもしれないのですけれども、1枚概要版みたいな感じであるといいなと。ボリュームを短くしたほうがいいのではないかというのは、何となく簡易化するためにはまず100ページのマニュアルを読まなければいけないのだみたいなのではなくて、もうぱっと見て、これなら自分でもできそうという感じのものがいいかなということ御意見させていただいたのです。もし時間があつたら、概要版みたいな感じで考えてください。

○宮本座長 従来型公共事業のスケジュールと、最短、この2つのもので。

○L専門委員 参考資料2のほうは従来公共事業との比較が入っていないので、それと。

○宮本座長 まずは最短でいいのではないですか。

○L専門委員 そうですね。簡易化した場合のPFI手続きになるのですかね。

○宮本座長 最短という表現がいいのかどうかわかりませんが、こういうことが可能だと。ただし、状況によってはもう一度伸びてきますよという見せ方のほうが、興味を持っていただくという意味ではいいかもわかりません。ものすごくゆっくりと、こんなふうがいい形もありますけれども、そんなに短縮できませんねというようなイメージを与える順番かもわかりませんね。見せ方としてはなかなか難しい注文ですが、ちょっと工夫していただけますか。

どうぞ。

○國松企画官 参考資料4が説明をしていなかったのですけれども、平成21年から24年の4年間の中で実際にどれぐらいかかっているかという手続き日数の実績でございます。今、我々のほうで示した短縮の②の2パターンのほうですけれども、参考資料3の一番下の段になりますが、実施方針の公表から落札者の決定が6カ月で180日ぐらいでA3のスケジュールをつくっているのですけれども、180というのはこれでいきますと下から20件目ぐらいのところが大体180になっていまして、今でもかなり短い期間でやっているものというのも実際にありますので、そんなに特別無茶苦茶早いという感じではなくて、工夫すれば実現可能な機関ということになって、この一番下のほうの浄化槽とかESCOとかあるのですけれども、このあたりは本当にやる内容が難しいものではないので特別短くはなっているのです。

○宮本座長 ありがとうございます。

これに運営開始時期というのが入っていますか。

○國松企画官 共用ですか。

- 宮本座長 共用。運営開始時期。まだ建設が終わっていないところもあると思いますが。
- 國松企画官 どのぐらいわかるか調べてみないとわからないです。
- 宮本座長 作業量が多いのですが、よろしくをお願いします。
- 國松企画官 これは今の案では解説書に入れることは考えていなかったのです。
- 宮本座長 そうですか。事例として入れてもいいのではないですか。
- E委員 入れてもらえると非常にありがたい。非常に貴重。
- 宮本座長 開業期間も短めだということがわかれば。
- 國松企画官 わかりました。
- N専門委員 これは特定名称が出ないのですか。
- 國松企画官 出ます。余り個別のものを出すと差し支えるかもわからないから。
- N専門委員 短くできたところの地方公共団体に聞いてしまうのが早いというのものもあるかもしれないですね。例えば庁舎でも幾つかあって、長いのもあるし、短いのもありますので。例えば庁舎で早くできたものがどこの地方公共団体かというのがわかれば、そこにお問い合わせをして、どういう工夫をされたのですかというのをヒアリングできるかなと思うのです。
- 井上参事官 これは余り出してしまおうとすごくかかるという逆にメッセージになってしまう可能性があるので、余り出たくないというか、解説書に書かないようにというか。
- 國松企画官 読み手がどういうふうな、高いほうにとる問題というのがあります。
- 井上参事官 こんなにかかるのかとなってしまうとまずい。そこも配慮して考えないといけない。
- 國松企画官 一応今の6カ月という設定が現実味もあるよというところの説明でとりあえず用意したのです。
- 宮本座長 そうですね。ミスリーディングになっても困りますね。これは要検討ですね。資料としてはかなり重要な資料になってもったいないですね。
- そのほかいかがでしょうか。
- お願いします。
- T氏 参考資料6に戻って恐縮ですけれども、先ほどのアドバイザーの役割分担、作成していただいているのですけれども、今、思い出したのが、大体事業を始める担当者の方が、これから来年度、アドバイザーの委託をしなければいけないなと思ったときに、大体アドバイザーの方に連絡してきていただいて、ではどういうことを委託すればいいのですかと、そちらから始まるのです。要は一番最初にやる方のアドバイザーの委託証書の作り方がわからないのです。
- そういう意味でいくと、これは結構仕様書を網羅したものになっているので、従来のPFIだったら、初年度だったらこういう委託ですよと。①だったらこのパッケージ、②だったらこのパッケージですよと、委託の仕様書みたいなのをしてしまうというのも1つやり方としてはあるのではないかなと思ったのですけれども、L専門委員、どうですか。結構聞か

れますよね。

○L専門委員 聞かれますね。大体、世の中に回っているのは何タイプかあるような気がしますが、あったほうが親切だと思います。

○國松企画官 作成素材の1つみたいな感じですか。

○T氏 そうですね。

○宮本座長 やったことがないところにとっては、最初に何をやらなければだめなのかと、何をやったらできるのかというのは確かに欲しいですね。どこにまず電話をかけたらいいいのかみたいなイメージで。

○T氏 どのパターンで委託すればいいかなということも考えることもできますので。

○宮本座長 その項目を追加していただくということをお願いしたいと思います。

そのほかどうでしょうか。

お願いします。

○E委員 これは、このワーキングの問題というよりは全体の話ですけれども、来年度、公共施設等総合管理計画の策定を全自治体が始める。そのときにPPP/PFIに関しても検討することと指針に書いてあるので、整合的に考えるということなのかもしれませんが、どのみち、そちらの作業が始まるので、そのときにこれのさらに前の段階ですけれども、PFIの検討もかなり初期の段階からやる。計画をつくる、策定する段階からある程度具体的なことをイメージしながら計画をつくるのが望ましいというようなことというのが書けるとより目線が広がっていく。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、ここに書くのか、ほかのところに書くのかも含めてですが、御検討いただけますか。

それでは、資料1、2の内容はきょうの議事(1)(2)の内容ですけれども、あと今後の進め方がございますが、事務局から御説明いただけますか。

○國松企画官 資料3でございます。次回ワーキンググループは4月8日で第4回ですけれども、このときにガイドラインの改正案と先ほどの資料2の解説の案を示させていただきたいと考えております。その後、4月21日に推進委員会が今のところ予定されておりますけれども、このときに再度委員会のほうで、ワーキンググループの報告としまして委員会のほうでおおむねの御了解を得たいと考えております。

以上です。

○宮本座長 きょういただきました御意見をもとに、ガイドラインの改正案だとか先ほどの解説案だとかというのをおつくりいただいて、8日の15時半から最後のワーキングということで中身を確認し、微調整はあるかもわかりませんが、議論させていただければと考えておりますが、何かスケジュールも含めて全体に関して御意見、御質問等あれば伺いたいと思います。

どうぞ。

○L専門委員 このガイドライン改正案を4月8日、次回にお示しいただけるということなのですが、資料1を拝見すると、例えば具体的対応策のところ②とか③のところはプロセスガイドラインの選択肢として明示すると書いておきまして、多分こういうのがガイドラインのほうに反映されていくのだろうなと予想するわけですが、例えば⑤のVFMのところなどは、これはVFMガイドラインに入れるのかしらとか思ったり、またその場合は当然根本先生の取りまとめでいただいているワーキングとの関係とか、あとほかのワーキングもいろいろ出てくると思うのですが、ほかのワーキングのほうで検討されているところから上がってくるガイドライン要改正事項みたいなものがどんな状況で、4月8日というのはどんな感じなのか。つまり、まずはこの手続き簡易化ワーキングの中で議論したことをどうガイドラインで入れるかという感じになると。

○國松企画官 プロセスガイドラインに書けることだけを書いていくという。

○L専門委員 なるほど。では、今とりあえずプロセスガイドラインはターゲットにしようということですね。わかりました。

○井上参事官 今VFMも必要になるのであれば、今回のワーキングの簡易化の部分について先倒しでやると。一番いいのは全部のワーキングがそろったときにやればいいのでしょうか、それだと遅くなるので、一番初めに冒頭できるものを出していきましょねというの御指摘がありました。ガイドラインによっては累次の改正をしなければいけないかもしれません。

○L専門委員 VFMのワーキングのほうで、簡易化ワーキングではこういうようなことを考えているよというのを共有して少し議論していただくといいのかなと思います。削減率などは、私自身は実務でほとんど実は使っていないのですが、結構削減率が余りよくないのではないかみたいな議論が一時期もあつたりなかつたりするので、あくまでも対象事業に特化してやるのか、それとももう削減率をどんどん使っていきましょというメッセージになるのかとか、割と普遍的に議論する余地もあるような気がしまして、それはすぐにはまとまらないと思うのですが、議論の余地ありかなと個人的には思いましたので、ぜひお願いできたらと思います。

○宮本座長 一般的にはバリュー・フォー・マネーの議論をするときはやはりそういう話はあるかもわかりませんが、今度対象は限定的だという範囲で、ここはまずは手続きワーキングとしてまとめて、それですぐに反映できるところに繁栄していただくというところへいく。それを8日に取りまとめて、下旬の委員会に報告して、これは案をとるために委員会に報告するのですね。

○L専門委員 それを考えると、多分このVFMの話はまだVFMガイドラインには多分反映しないほうがいいのでしょうね。

○宮本座長 この段階では難しいかなとは思いますが。

○L専門委員 もう少し議論してから全体として入れて、こういうものに限ってはこういう簡易なやり方もあるみたいな感じになっていくのかどうか。ちょっと気になりましたので。

○宮本座長 ありがとうございます。

ほかは2つのワーキングも動いておりますが、このワーキングが一番先行してということで、一応一区切りはつけようということではあります。

どうぞ。

○國松企画官 資料2の目次にあるのですけれども、その中で今の先生のおっしゃった関係のVFMの話は入れていきます。

○宮本座長 骨子のもんですね。

○國松企画官 そうですね。VFMのほうが(4)で書いていますので、ここに入れていく。

○宮本座長 ほかに何か御意見等、御質問はよろしいでしょうか。

事務局、きょうはこれでよろしいでしょうか。

○國松企画官 はい。

○宮本座長 では、あとはよろしく申し上げます。

○國松企画官 次回ワーキングは、先ほど説明しましたように4月8日に予定しておりますのでよろしく申し上げます。

また事務局から改めて御連絡差し上げますので、どうもありがとうございました。

○宮本座長 どうもありがとうございました。